

## 道路・河川等維持修繕業務委託 特記仕様書

### 共通編

#### (適用範囲)

- 第1条 本特記仕様書は、大迫地区道路・河川等維持修繕業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 本特記仕様書に定めがない事項については、岩手県県土整備部制定「土木工事共通仕様書（令和6年4月1日以降適用）」（以下共通仕様書）によるものとする。
- 3 本特記仕様書、共通仕様書に記載のない事項については監督職員の指示による。

#### (貸与図書等)

- 第2条 受注者は、発注者から貸与を受けた図書（各種施設台帳等）について、善良なる管理を行わなければならない。また、委託業務終了時には貸与図書等を返却し、監督職員の確認を受けるものとする。

#### (業務内容)

- 第3条 本業務は、業務委託箇所における県管理道路・河川等において、一体的な維持管理を継続して委託するものであり、受注者は業務委託箇所の施設状況を常に把握するよう努め、発注者との緊密的な連携の下、各施設の維持管理を行うものとする。

本業務は、複数の業種からなる業務であり、次の業務を行うものとする。

- (1) 道路維持修繕業務
  - ア 道路維持修繕業務
  - イ 路面応急復旧業務
  - ウ 道路除草業務
  - エ 橋梁維持修繕業務
- (2) 河川・砂防維持修繕業務
- (3) 道路除排雪業務

#### (業務の箇所)

- 第4条 本業務の箇所は、大迫地区道路・河川等維持修繕業務委託位置図のとおりとする。
- 2 各業種別の詳細な業務箇所については、次のとおりとする。
- (1) 道路維持修繕業務
    - 県南広域振興局土木部花巻土木センター管内県管理道路（別表1）
    - 県南広域振興局土木部花巻土木センター管内県管理橋梁（別表2）
  - (2) 河川・砂防維持業務
    - 県南広域振興局土木部花巻土木センター管内県管理河川（別表3）
    - 県南広域振興局土木部花巻土木センター管内県管理砂防急傾斜（別表4）

(3) 道路除排雪業務

道路除排雪業務委託内容明細書（別紙1）

（業務実施管理）

第5条 受注者は、適宜監督職員に作業状況を報告するとともに、別紙様式1（作業報告日報）を作成し、毎月に整理の上、翌月に監督職員に報告するものとする。

2 業務実施は、監督職員の指示により行うものとするが、受注者が施設の損傷部位分を発見した場合は、保安上の必要な措置を講ずるとともに監督職員に報告し、以後の対応について協議するものとする。

（使用材料）

第6条 使用材料において必要な見本又は資料、試験及び検査の方法は、監督職員の指示により行うものとする。

2 使用材料の品質は、監督職員の承諾を得るものとする。

（作業指示及び報告方法）

第7条 監督職員の指示とそれに対する受注者の報告は、書面によるほか、インターネットを介した「位置コミシステム」により行うことができる。

（契約後における単価適用年月変更）

第8条 本業務委託は「工事請負契約締結後における単価適用年月変更」の対象とする。

2 本業務委託は、特定の資材の価格や労務が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更し、設計単価を変更することが可能な対象業務委託である。

3 対象となる単価は、資材単価、労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。

4 受注者は、単価適用年月の変更を請求する場合は、当初契約締結日から14日以内に別紙様式により発注者に請求するものとする。

5 受注者から単価適用年月の変更の請求があった場合は、発注者は、基準日時点で設計単価を所管する建設技術振興課が通知（設定）している最新の設計単価資料（「土木関係設計単価表」をいう。）の設計単価に変更するものとする。

6 設計単価の変更に伴う契約変更（第1回）は、原則として単価適用年月の変更のみとし、契約数量、契約図面及仕様書等は変更しないものとする。

7 単価適用年月の変更を請求した場合においても、道路・河川等維持修繕業務委託契約書別記第24条第1項から第4項（いわゆる「全体スライド」）、第5項（いわゆる「単品スライド」）、第6項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく業務委託料の変更及び「遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用」と併用できるものとする。

(その他)

第9条 当初数量等においては、過年度の作業実績をもとに計上しており、作業状況により数量及び内容に変更が生じた場合は契約変更の対象とするものとする。

- 2 業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議すること。
- 3 他人の土地や法規制ある土地への立入りについては、監督職員の承諾を得た後、受注者が所有者等の了解を得て行うこと。

## 道路維持修繕業務編

### (適用範囲)

第1条 本業務のうち道路維持修繕業務に適用する。

### (道路維持修繕業務の実施等)

第2条 道路維持修繕業務は次のとおり実施する。

#### (1) 道路巡回工

道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常等を発見し、これを放置しておくことにより交通に支障が生じると認められるときは、直ちにその場で取り得る応急的な補修等を行うものであり、次にあげる巡回を行うこととする。

##### ア 夜間巡回

原則として月1回の巡回を行うこととする。道路照明等の中日では確認できないものを重点的に巡視するものとする。

##### イ 異常時巡回

異常気象等、別途監督職員の指示により行うこととする。

#### (2) 冬期対策施設工

冬期間における交通安全施設及び冬期通行規制に係る作業を行うものであり、次にあげる作業を行うこととする。

##### ア 冬期通行止め作業工

冬期通行止め及び通行止め解除に際し、必要となる看板設置、倒木処理、路面補修等の作業を行うこととする。

#### (3) 道路環境保全工

道路路肩及び法面に生育し、交通の支障となる立木の伐採・枝払い及び刈払いや異常気象等による路上への倒木処理等を行うこととする。

#### (4) 応急処理工

道路パトロール及び住民通報等で確認された、損傷施設、小動物の死骸、法面及び路肩の崩落、路面のポットホール、投捨ゴミ等の応急処理を行うものとし、処理方法については監督職員の指示によるものとする。

#### (5) 支給品及び貸与品

支給品及び貸与品については、別途協議によるものとする。

#### (6) 現場発生材の処理

既存施設の撤去等による発生材（ガードレール、グレーチング等）については、別途監督職員の指示により処理するものとする。

### (路面応急復旧業務の実施等)

第3条 路面応急復旧業務は、道路路面の応急復旧を行うものであり、次のとおり実施する。

(1) 現地調査

路面応急復旧前に、応急復旧必要箇所を現地調査のうえ、路線ごとにまとめ監督職員に提出し確認を受けるものとする。

(2) 路面応急復旧工法

路面応急復旧は、パッチングを基本とする。

なお、パッチングによらない工法を実施する必要がある場合は、別契約業務による対応を基本とし、監督職員と情報を共有するものとする。

(3) 出来形管理

パッチングの出来高管理は、使用アスファルト合材量で行うこととする。その他、工法を実施する場合は、監督職員と協議の上、管理方法を決めるものとする。

(4) 写真管理

施工前、施工後については、箇所ごとに撮影するものとする。施工状況においては、1日の作業で1回撮影するものとする。

(道路除草業務の実施等)

第4条 道路除草業務は、道路路肩の除草を行うものであり、次のとおり実施する。

(1) 現地調査

道路除草延長・面積については、除草実施前に、住民団体等による草刈済み箇所を現地調査のうえ、路線ごとにまとめ監督職員に提出し確認を受けるものとする。なお、作業前に道路台帳や現地の境界杭等により官民境界を確認するものとする。

(2) 刈巾

除草の刈巾は 0.5m を標準とし、刈残しの無いよう行なうものとする。ただし、路肩に構造物があり、刈巾が 0.5m に満たない場合、又は現地の地形によりこれ以上の刈巾が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 刈取株高

刈取株高の目安は 3 cm 以下とする。

(4) 除草処理

除草後は、刈り取った草が路面等に飛散しないよう片付け・整理等を行うものとする。なお、刈り取った草の処分方法については、監督職員と協議するものとする。

(5) 出来形管理

刈巾、刈高を 500m 毎に測定するものとする。

(6) 写真管理

施工前、施工状況、施工後、刈巾及び刈高を 5 km に 1 回（1 回刈毎）とする。ただし、1 路線の延長が 5 km に満たない路線は 2 箇所とする。

(7) その他

ア 除草作業中又は跡片付け中に法面の陥没・亀裂等の異常を発見した場合は速やかに監督職員に報告すること。

イ 除草に先立ち、竹・雑木等伐採を行なうとともに、空カン等の異物を除去するな

どの清掃を行なうこと。

ウ 除草作業にて、作業内容等が設計内容と乖離が生じていると判断される箇所が確認された場合、当管内業務委託受注者の該当箇所における作業内容を集計し、該当箇所の作業内容を精査したうえで、設計変更する場合がある。

上記箇所の例

- ・歩車道境界ブロックなど構造物付近の除草等

(橋梁維持修繕業務編)

第5条 橋梁維持業務は、県管理橋梁の状態を良好に保つため、堆積土砂撤去、損傷部の補修・修繕を行うものであり、次のとおり実施する。

(1) 堆積土砂撤去

橋面及び支承部周辺等の堆積土除去を実施するものとする。堆積土砂の撤去作業により発生した土砂等は、監督職員の承諾を得て適切に処理すること。

(2) 損傷部の補修・修繕

橋梁の損傷部の補修・修繕を実施するものとする。補修・修繕方法等について、監督職員と協議し、実施するものとする。

(3) 作業に係る足場設置

作業に係る足場の設置については、監督職員の承諾を得て適切に実施するものとする。なお、高さ4m以上の場合、はしごを使用してはならない。

(4) その他

ア 監督職員から応急作業の指示があった場合は、速やかに行うものとする。

イ 作業にあたっては、橋梁の各部材に傷等をつけないよう丁寧に行うこと。

ウ 作業指示のあった橋梁等で、以下の状況を発見した場合には、写真等により監督職員に報告すること。

a 橋面上へ土砂が堆積している状況

b 地覆等のコンクリート部分の欠損や局部的な高欄の損傷等

c 排水溝や排水管の欠損、排水溝や排水管が土砂で詰まっている状況

d 支承周辺部へ土砂が堆積している状況

e 橋梁前後の路肩へ土砂が堆積したことより路面排水が橋面に流入している状況

f 道路敷地内の立木で路面凍結の原因や橋梁点検の障害となっているもの

g 橋台や橋脚等で小規模なコンクリート剥離や鉄筋が露出しているもの

h 通行者の安全上懸念される状況

i 主桁等主要部材に発生した亀裂等

j その他、標識柱、照明柱、袖擁壁等の亀裂等

## 河川・砂防維持修繕業務編

### (適用範囲)

第1条 本業務のうち河川・砂防維持修繕業務（以下「河川等業務」という。）に適用する。

### (業務の目的)

第2条 河川等業務は、河川及び砂防急傾斜施設の維持修繕を行うことを目的とする。

### (業務の箇所)

第3条 河川等業務の箇所は、県南広域振興局土木部花巻土木センター管内の県管理河川及び砂防急傾斜施設（別表参照）で、監督職員の指示する箇所とする。

### (緊急巡視)

第4条 台風、集中豪雨、豪雪、地震その他の異常な天然現象発生時及び油流出等の水質事故の発生時において、主として危険箇所を重点的に巡回し、危険性の有無及び災害の発生状況等を把握し、状況等について報告すること。

2 巡回中は、監督職員との連絡を確保するとともに、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議すること。

### (施設修繕等)

第5条 監督職員の指示により、河川堤防、河川護岸、砂防堰堤等の修繕を行うこと。ただし、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議すること。

### (水質事故に対する対応)

第6条 油流出等の水質事故が発生した場合は、監督職員の指示に従い、被害拡大防止措置の対応をすること。

### (除草・支障木除去等)

第7条 除草・支障木の除去等の作業箇所及び時期は、監督職員の指示によるものとするが、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議すること。

2 刈り取った草、除去した支障木等の処理については、監督職員に協議して決定し、契約変更の対象とする。  
3 現場状況等により施工が困難な場合は、施工方法、施工機種等を変更できるものとする。その場合、あらかじめ監督職員に協議すること。

(その他)

第8条 業務内容が河川敷地内であっても、作業範囲が希少種の生育範囲に及ぶ際は、希少種の有無を監督職員に確認し、監督職員の指示を受けてから作業にとりかかること。

2 その他、河川等維持管理上必要な作業は、監督職員が別途指示する。

3 各作業について、必要に応じ監督職員と協議し、作業の実績を契約変更の対象とする。

## 道路除排雪業務編

### (適用範囲)

第1条 この仕様書は、岩手県が公募により実施する道路除排雪業務（以下「業務委託」という。）に適用する。

### (用語の定義)

第2条 この仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 岩手県除雪管理システム（以下「システム」という。）

委託契約を締結した者（以下「受注者」という。）がインターネットを利用して、パソコン又は携帯電話で、稼動除雪機械名、稼動時間、除雪路線及び機械台数を報告し、除雪作業終了後の実績時間の入力を行うことにより、報告書及び請求書の出力を行う次表に掲げる動作環境を備えたシステムをいう。

項目	動作環境
インターネットブラウザ	Microsoft Edge
オペレーティングシステム	Windows 8.1 以上
その他（必要なソフト）	Adobe Acrobat Reader、Microsoft Excel2013 以上

#### (2) 貸与機械

受注者に岩手県が無償で貸し付ける除雪機械をいう。

#### (3) 借上機械

受注者が自ら所有する除雪機械（リース機械を含む。）で、岩手県が借り上げるものをいう。

#### (4) 統括技術者

道路除排雪業務全般を統括する者をいう。

#### (5) 運転員

車道及び歩道の除雪機械を運転する運転手をいう。

#### (6) 機械運転資格者基準

共通仕様書(III)参考資料の「除雪機械運転員資格基準」をいう。

#### (7) 損料補正

委託契約において、新雪除雪に必要となる借上機械で、建設機械損料算定表の標準時間と著しく相違する場合に、設計上の機械損料を補正することをいう。

#### (8) 待機費

第16条及び待機補償運用基準に基づき監督職員の指示により、あらかじめ待機した場合に支払われる費用をいう。

#### (9) 道路除雪工

車道除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工の道路上における除雪作業をいう。

#### (10) 車道除雪工

新雪除雪（初期除雪）、拡幅除雪、路面整正、圧雪処理の除雪作業をいう。

#### (11) 運搬除雪工

人家連担部等で路側への拡幅作業が困難となり、又はそのおそれがある場合において、堆積した雪を他の地点に運搬排雪する作業をいう。

(12) **凍結防止工**

路面上の雪の凍結及び車両のすべり防止並びに路面整正及び氷盤処理のため、砂又は凍結抑制剤を散布する作業をいう。

(13) **歩道除雪工**

歩道上の雪を除く作業をいう。

(14) **安全処理工**

雪庇処理及びつらら処理の作業をいう。

(15) **雪道巡回工**

道路状況の把握が必要と判断される場合に行う巡回作業をいう。

(16) **冬期対策施設工**

スノーポール、防雪柵、砂箱の設置撤去等の作業をいう。

(17) **除雪訓練工**

除雪オペレータが車道で実施する除雪の訓練作業をいう。

(業務の実施)

第3条 受注者は、別紙1「道路除排雪業務委託内容明細書」及び別紙2「道路除排雪業務委託数量明細書」に記載されている業務について、誠実に実施しなければならない。

- 2 受注者は、発注者が提供するシステムを使用し、稼働時に「稼働状況入力」から稼動状況内容を入力するものとする。
- 3 受注者は、発注者が提供するシステムを使用し、原則として作業終了翌々日までに「稼働実績入力」「準備工等実績入力」から稼動実績を入力するものとする。
- 4 受注者は、システムの使用に際し、動作環境等の問題によりシステムを使用することが困難である場合は、発注者の指示に従い、入力方法を決定するものとする。

(出動基準)

第4条 受注者は、次に掲げる基準等に基づき、発注者の指示により出動し通行確保に努める。

(1) **車道除雪工の出動基準**

作業種類	出動基準
新雪除雪 (初期除雪)	次のいずれかに該当する場合とする。 ① 降雪量5cm程度で引続き降雪が予想される場合 ② 降雪量10cm以上の場合 ③ 吹きだまりが生ずるおそれのある場合
路面整正	わだちの発生により、通行に支障があり、又は支障になると予想される場合
拡幅除雪	路肩への堆雪により、通行に支障があり、又は支障になると予想される場合
運搬排雪	家屋密集地などで、路肩への堆雪により幅員減少、視距障害等の交通障害

	が発生し、又は発生すると予想される場合
--	---------------------

(2) 歩道除雪工の出動基準

出動基準	(ランクA) 降雪量が5cm程度で、その後それ以上の降雪が予想される場合又は降雪量が10cm以上の場合
	(ランクB・C) 歩道上の積雪深が20cmを上回っており、又はその後それ以上の降雪が予想される場合

(3) 運搬排雪工の出動基準及び作業区間

ア 出動基準

項目	内容	
出動基準	歩道設置区間	市街地の家屋密集地等で、歩車道境界に十分な堆雪幅がなく歩道の外側への投雪が不可能な地域で、幅員減少や歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者等の安全が確保できないおそれがある場合
	歩道未設置区間	① 市街地の家屋密集地等で、路肩への堆雪により幅員減少、視距障害等の交通障害が発生し、又は発生すると予想される場合 ② 通園・通学路で、路肩への堆雪により歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者の安全が確保できないおそれがある場合

イ 運搬排雪作業区間

項目	内容	
作業区間	歩道設置区間	① 市街地の家屋密集地等で、歩車道境界に十分な堆雪幅がない区間 ② 歩道の外側への投雪が不可能な地域で、幅員減少、歩行障害等が発生し、又は発生すると予想され、歩行者等の安全が確保できないおそれがある区間
	歩道未設置区間	① 市街地の家屋密集地等で、路肩への堆雪で幅員減少、視距障害等の交通障害が発生し、又は発生すると予想される区間 ② 通園・通学路で、路肩への堆雪により歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者の安全が確保できないおそれがある区間

(4) 凍結防止工の散布基準

ア 敷布基準

路面凍結により通行に支障があり、又は支障になると予想される場合

イ 作業種類

(ア) 凍結抑制剤散布

a 路上水分の凍結防止を目的にする場合

路上水分があり、かつ、気温が低下傾向にあり、3～2℃程度になった頃に散布する。

(イ) 凍結融解散布

- a 圧雪を舗装面に付着させないことを目的にする場合

圧雪の剥離作業を容易にすることを目的にして、初期降雪又は降雪後に散布する。

- b 雪を融解することを目的にする場合

プラウ除雪で作業できない薄く積もった雪の処理のため散布する。

- c プラウ作業後に残る、押し固められた薄雪融解を目的にする場合

日陰部分などでは融解が遅いので、融解促進のため散布する。

(ウ) 鏡面化防止散布

グレーダ等の路面製正後により生じる鏡面化路面について、交通に支障を及ぼす可能性があると考えられる場合、路面整正作業直後に散布する。

ウ 散布対象区間の設定

次に掲げる局部的に凍結しやすい区間又は交通障害の起こりやすい区間等を事前に散布対象区間として設定し、それ以外の区間と区分して散布の効率化を図る。

(ア) 特に凍結抑制剤の散布が必要な区間

- a 橋梁

- b 交差点及び横断歩道付近

- c 局部的に日陰となる区間

- d 曲線半径が小さく、又は見通しの悪いカーブ区間

- e トンネル、洞門、スノーシェッド等の出入口付近

- f 急勾配又は長勾配の区間

(イ) 交通状況や地域条件により凍結抑制剤の散布を考慮する区間

- a 幅員が狭隘<sup>あい</sup>となる区間

- b 横風の強い区間

- c バス停付近

- d 沿道からの出入口の多い市街地

- e 工事規制区間

エ 散布量（標準的散布量）

(ア) 凍結抑制の場合 15~20 g／m<sup>2</sup>程度（固体剤）※ 0.1 リットル／m<sup>2</sup>程度（溶液散布）

(イ) 凍結融解の場合 20~40 g／m<sup>2</sup>程度（固体剤） 0.1 リットル／m<sup>2</sup>程度（溶液散布）

※ 事故多発地点等、特に重点的に散布が必要な区間はこの限りではない。

(作業目標等)

第5条 道路除排雪の作業目標は、次のとおりとする。

区分	日交通量のおよその標準	除排雪目標
第1種	1000台／日以上	2車線以上の幅員を確保し、原則として、異常降雪時以外においては、常時交通を確保する。異常降雪時においては、降雪後5日以内に2車線の幅員を確保する。
第2種	500～1000台／日以上	原則として、2車線の幅員を確保する。状況によっては、1車線の幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の幅員を確保すること。
第3種	500台／日以下	原則として、1車線の幅員で、必要な待避所を設ける。状況によっては、一時交通不能となつてもやむを得ない。

2 道路除排雪の除雪水準は、次のとおりとする。

(1) 車道除雪工

ランク	呼称	内容
A	重点除雪	重要路線（都市間連絡道路、高速道路IC、空港、医療施設その他重要公共施設等への連絡道路及びバス路線）は、2車線以上を確保し、かつ、原則として始発バス運行前までに完了する。
B	一般除雪	地域内生活路線で2車線を確保し、かつ、原則として早朝に除雪する。
C	その他	A・Bランクの除雪状況、当該Cランクへの降雪状況を総合的に判断しながら、原則として当日中に除雪を行う。

(2) 歩道除雪工

原則として、確保すべき路面状態は、防寒靴等で歩行可能とし、除雪幅は1.0m以上を標準とする。

ランク	呼称	内容
A	重点除雪	通勤・通学路で、原則として、早朝除雪により通勤・通学時間帯以前に通行可能な状態を確保する。
B	一般除雪	Aランクの除雪作業終了後に除雪作業を行い、原則として、早朝に除雪する。
C	その他	A・Bランクの除雪状況、当該Cランクへの降雪状況を総合的に判断しながら、原則として、当日中に除雪を行う。

(作業)

第6条 受注者は、発注者の指示により、委託対象路線において出動基準により出動し、除雪水準に適合するよう丁寧に除雪し、又は発注者からの個別の指示に従い、交通を確保しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、早朝及び異常時には、監督職員の指示がない場合であっても速やかに

作業を開始し、作業の完了後、直ちに監督職員に作業状況を報告するものとする。

3 受注者は、異常時であって別紙2記載の除雪機械等による作業が不可能であるときは、あらかじめ発注者の承認を得て受注者の所有する建設機械を出動させ、速やかに道路除排雪を行い、除雪路線の交通を確保するものとする。

4 除排雪業務における作業時間帯による作業区分は、下表のとおりとする。

作業区分	作業時間帯
昼間作業	8時00分～20時00分 (※ 17：00～20：00は昼間作業の所定時間外とする。)
夜間作業	20時00分～8時00分 (※ 5：00～8：00は夜間作業の所定時間外とする。)

#### (除排雪計画)

第7条 受注者は、契約後速やかに、次に掲げる事項を記載した作業計画を提出し、監督職員の承認を得るものとする。

- (1) 各体制時の作業班の構成
- (2) 連絡方法
- (3) 待機に関すること。
- (4) 除雪訓練に関すること。
- (5) 安全管理に関すること。

#### (安全管理)

第8条 受注者は、次のとおり作業の安全管理及び作業に伴う交通整理をその責任において行うものとする。

- (1) 作業区間の道路（道路附属物を含む。）について、除雪前に作業上危険な箇所の点検を行い、事故の防止に努めるものとする。
- (2) 作業中の除雪機械への接近注意を促す工夫を行い、事故防止に努めるものとする。
- (3) 除雪作業中は、常に安全第一の周到な注意が払われるよう、受注者は、作業員に安全知識を周知徹底するものとする。
- (4) 安全作業の障害となる路面凹凸、工作物の段差等の事態が生じたときは、速やかに発注者に報告するものとする。
- (5) 除雪作業については、地域住民の理解が得られるようにするものとする。

2 受注者は、対人賠償保険無制限、対物賠償保険無制限及び搭乗者保険5百万円以上（免責なし）の任意保険に加入するものとし、保険契約関係書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

#### (機械の貸付)

第9条 発注者は、受注者の業務委託の実施のため、別に定める建設機械貸付要領により、除雪機械を貸し付けるものとする。なお、特記仕様書に定める様式第1号、様式第5号を提出することにより、建設機械貸付要領様式5、様式6の提出は省略するものとする。

2 受注者は、前項の規定により貸付けを受けた貸与機械を善良な管理者の注意をもって維持管理す

るとともに、業務以外の用途に供してはならない。

(統括技術者の配置)

第10条 受注者は、次の(1)又は(2)の条件を満たす者を、統括技術者として配置するものとする。

- (1) 過去5か年以内に、岩手県が発注した道路除排雪業務に次のいずれかの作業形態で従事したことがあること。  
ア 運転員  
イ 連絡員（発注者からの指示又は連絡を受け、運転員に作業指示又は連絡を行う者）
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当すること。

(運転員に係る届出等)

第11条 受注者は、契約締結後、速やかに除雪機械運転資格者基準により除雪機械運転員を選任し、建設機械運転員届を作成の上、監督職員に提出しなければならない。なお、第17条で定める除雪訓練工の対象者についても同様の取扱とする。

- 2 前項の届出には、運転免許証及び除雪講習の受講証の写しを添付しなければならない。  
3 運転員は、統括技術者を兼ねることができるものとする。

(作業状況等の報告)

第12条 受注者は、発注者の指示により着手する場合を除くほか、除雪作業に着手した場合は、その都度発注者に連絡するものとし、必要に応じて除排雪状況と交通確保状況を監督職員に報告するものとする。

(除雪作業の完了報告及び完了確認)

第13条 受注者は、除雪作業が完了したときは、除雪システムにより発注者に報告するとともに、速やかに道路除排雪業務完了報告書を発注者に提出し、その完了確認を受けなければならない。

- 2 道路除排雪業務完了報告書は、次に掲げる場合に応じ、次に定めるものを提出するものとする。
- (1) 機械除雪（凍結抑制剤散布を含む。）の場合  
道路除排雪業務完了報告書（様式第1号）
- (2) 人力除雪（人力による凍結抑制剤散布を含む。）の場合  
人力除雪業務完了報告書（様式第2号）
- (3) 巡回の場合  
道路巡回業務完了報告書（様式第3号）
- 3 受注者は、第6条第1項の規定により発注者からの個別の指示があり除雪作業を行った場合において業務委託が完了したとき、道路除排雪業務完了報告書に発注者の指示状況を明記するものとする。
- 4 受注者は、道路除排雪業務完了報告書を提出する場合、施行前及び施行後の状況が分かる写真を添付すること。
- 5 発注者は、前項の規定により道路除排雪業務完了報告書を受け付けた場合は、当該報告書を審査し、必要に応じ実施調査を行い、業務委託の実施状況が業務内容に適合しないと認めるときは、これに適合させる措置を講じるよう受注者に指示するものとする。

6 受注者は、前項の規定による指示に従って措置を講じたときは、その結果を発注者に報告するものとする。

(委託料の請求)

第14条 受注者は、発注者から業務委託の完了確認を受けた後、請求書（様式第4号）に各道路除排雪業務実績調書を添付して、委託料の請求を行うものとする。

2 道路除排雪業務実績調書は、次により提出するものとする。

(1) 機械除雪の場合

道路除排雪業務実績調書（様式第5号）

(2) 人力除雪（人力による凍結抑制剤散布を含む。）の場合

人力除雪業務実績調書（様式第6号）

(3) 砂散布の場合

砂散布業務実績調書（様式第7号）

(4) 凍結抑制剤散布の場合

凍結抑制剤散布実績調書（様式第8号）

(5) 巡回の場合

道路巡回業務月報（様式第9号）

(除雪機械の損料補正)

第15条 当初契約時点においては、除雪機械の損料補正を行わないこと。ただし、実稼働時間が標準稼働時間と著しく異なる場合は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 損料補正対象期間

損料補正の対象期間（以下、「対象期間」という。）は、12月1日から2月28日までの90日間とする。

(2) 損料補正

2月末時点で、対象期間における実運転時間当たり供用日数が、標準の運転日数（稼働日数から他業務に従事した日数を減算した日数をいう。）と比べて20%以上の増減がある場合は、損料を補正するものとする（別紙3「除雪機械の損料補正（計算例）」を参照すること）。

なお、対象期間外の運転時間は考慮しないものとする。

(3) 対象機械

損料補正の対象機械は、原則として、次に掲げる機種の借上機械の中から、発注者と受注者の協議により決定するものとし、決定された対象機械は、作業計画書に明記するものとする。

ア 除雪ドーザ

イ 除雪グレーダ

ウ ロータリ除雪車

エ 小型ロータリ除雪車

オ ハンドガイド

カ トラクタショベル

キ 除雪トラック

#### (4) 損料補正対象期間中の取扱い

対象機械については、気象状況に合わせ即時対応できるよう、対象期間中は、原則として、他の業務に無断で使用することができないものとする。ただし、他の自治体の除排雪業務その他工事等で使用する場合には、監督職員に書面で報告し、その承認を得るものとし、その使用期間については、対象期間の日数を補正するものとする。

#### (待機費)

第16条 待機費については、次のとおり取り扱うものとする。

##### (1) 待機費計上の対象

次に掲げるいずれかの条件に該当し、監督職員の指示により待機を行ったときを対象とする。

ア 雪に関する気象警報（大雪特別警報、暴風雪特別警報、大雪警報、暴風雪警報、大雪注意報）が発令されたとき、または、発令が見込まれているとき。

イ 除雪を担当する路線の隣接する自動車専用道路や直轄国道が通行止めとなったとき、または、通行止めが見込まれているとき。

ウ 監督職員が、緊急的に除雪を行わなければならぬと判断したとき。

##### (2) 待機機械及び待機人員等

ア 待機する機械及び人員の決定

発注者と受注者の協議により決定するものとし、機械に配置される人員と世話役1名で待機補償費を算出するものとする。

イ 待機の開始及び終了報告は、システムで行うものとし、道路除排雪業務完了報告書（様式第1号）に、待機を証明する写真を添付し提出するものとする。

#### (除雪訓練工)

第17条 除雪訓練工については、次のとおり取り扱うものとする。

##### (1) 訓練の実施箇所

除雪訓練の実施箇所は次に掲げる箇所とし、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

ア 冬期通行止め路線のうち、発注者が指定する路線（別紙-4）  
冬期通行止め期間中のみ訓練として出動できるものとする。

イ 除雪業務契約している路線  
降雪量が出動基準に満たしていない場合でも、訓練として出動できるものとする。

ウ 公共施設

受注者は訓練の実施箇所に係る協議が整い次第、当該公共施設の利用について管理者から許可を得るとともに、速やかに許可書の写しを提出するものとする。

##### (2) 対象者

除雪訓練の対象者は、原則として、次のいずれかの条件に合致するものとし、訓練を実施する際は、対象者の指導を行う熟練オペレーターが同乗もしくは、遠隔で指示が可能な環境で実施するものとする。なお、除雪訓練の対象者及び指導を行うものの氏名、年齢、経験年数及び概ねの訓練の実施日等について、作業計画書に明記するものとする。

ア 除雪オペレータの年齢が40歳以下の者

イ 除雪オペレータとしての経験が2年以下の者

ウ 新規購入してから2年以下の除雪機械を操作する者

エ その他、監督職員が必要と判断した者

(3) 対象機械

除雪訓練工の対象機械は、原則として、次に掲げる機種とし、発注者と受注者の協議により決定するものとし、決定された対象機械は、作業計画書に明記するものとする。

- ア 除雪ドーザ
- イ 除雪グレーダ
- ウ ロータリ除雪車
- エ トラクタショベル

(4) 道路除雪訓練の実施

除雪訓練を実施する場合は道路除雪訓練実施届（様式第10号）により、監督職員に事前に報告を行うものとし、除雪訓練中は「除雪訓練中」と明記したステッカー等を付属して作業を実施するものとする。また、訓練実施後は通常の除雪作業と同様に、除雪システムより発注者に報告するとともに、速やかに道路除排雪業務完了報告書を発注者に提出し、その完了確認を受けるものとする。

(5) 除雪訓練の設計計上の取扱い

除雪訓練一人当たり除雪機械1台につき訓練時間は6時間を上限とし、超過分は設計計上の対象外とする。なお、除雪訓練で使用した機械が、第15条で定める除雪機械の損料補正の対象の場合においても、損料補正対象期間中に実施した訓練時間の日数は補正の対象外とする。

（その他）

第18条 この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

## 建設機械貸付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、道路除排雪業務及び道路清掃業務（以下「除排雪等業務」という。）の受注者（以下「受注者」という。）に対し建設機械（以下「機械」という。）を貸し付ける場合に必要な事項を定めるものとする。

### (貸付の範囲)

第2条 広域振興局長（以下「局長」という。）は、除排雪等業務を実施するに当たり必要があると認めるときは、機械を受注者に貸し付けるものとする。

### (貸付料)

第3条 機械の貸付料は、無償とする。

### (借受の申請)

第4条 受注者は、機械を借り受けようとするときは、建設機械借受申請書（様式1）を局長に提出しなければならない。

### (貸付の決定)

第5条 局長は、前条の申請を適当と認めるときは、速やかに貸付を決定し、建設機械貸付通知書（様式2）を交付するものとする。

### (貸付の条件)

第6条 機械は、次の各号に掲げる条件を付して貸し付けるものとする。

- (1) 定期整備に係る費用以外の次の各号に掲げる費用を、受注者が負担すること。
  - ア 日常の点検整備、修理及び運転に係る一切の経費
  - イ 機械の引渡しに係る一切の経費
- (2) 日常の整備補修を完全に実施すること。
- (3) 運転、整備に熟練者を充てること。
- (4) 機械を、第三者に転貸し、又は除排雪等業務以外に使用しないこと。
- (5) 機械の運行によって第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

### (機械の引渡)

第7条 局長から受注者への機械の引渡しの際は、局長は物品取扱員及び監督員を、受注者は管理責任者及び運転者をそれぞれ立ち会わせ、建設機械機能現況確認書（様式3）により整備状況をそれぞれ確認するものとする。

- 2 前項の建設機械機能現況確認書は2部作成し、各立会人が署名のうえ各々1部保有するものとする。
- 3 局長は、機械を引渡したときは、建設機械受領書（様式4）を受注者から提出させなければ

ならない。

(日報・月報)

第8条 受注者は、前条により引渡しを受けた機械について、機械ごとに建設機械運転日報（様式5）を作成しなければならない。また、翌月10日までに建設機械使用実績月報（様式6）を局長に提出しなければならない。

(事故報告)

第9条 受注者は、第7条で引渡しを受けた機械に事故があったときは、受注者は建設機械事故報告書（様式7）を速やかに局長に提出し、その後の指示を受けなければならない。

(期間の延長)

第10条 受注者は、機械の借受期間を延長しようとするときは、局長に建設機械借受期間延長申請書（様式8）を提出しなければならない。

2 局長は、前項の申請があったときは、その内容を調査し、延長を認めたときは受注者に建設機械貸受期間延長承認書（様式9）により通知するとともに必要事項を指示するものとする。

(機械の返納)

第11条 局長は、受注者から機械を返納されるときは、建設機械返納書（様式10）を提出させなければならない。

- 2 局長は、機械を受領したときは、建設機械受領書（様式11）を交付するものとする。
- 3 機械の返納の立会い及び確認方法は、第7条第1項及び第2項を準用するものとする。
- 4 局長は、返納の際、第7条の機械の引渡しの時と性能が異なると認めたときは、受注者に整備させた後に返納を受けるものとする。

## 別 記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

#### (漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (教育の実施)

第4 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。
- (2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(別表1) 県南広域振興局土木部花巻土木センター管内 県管理道路

(別表2) 県南広域振興局土木部花巻土木センター管内 県管理橋梁

路線名		大迫地区 備考
一般国道396号	十文字橋(函)、岩ノ目橋(函)、早池峰大橋、愛宕山橋 栗の木橋(函)、中居橋、外川目橋、堅岩橋、水境橋 桜田橋(函)、長崎橋	
主要地方道紫波江繫線	毘沙門橋、上の橋、中の橋、折壁橋、尚武沢橋、狐沢橋、 覚久廻橋、落合大橋、高森橋、下蟹沢橋、けがづなすはし、 狼久保橋、武士の沢橋(函)、新山橋、七折橋、岳西大橋、 笠詰橋、名目入沢橋(函)	
主要地方道盛岡大迫東和線	猫底橋、屏風岩橋、大金仏橋、権渕橋、金仏橋、新白岩橋、 経塚橋、鉢野橋、立石橋、小償橋、大償橋、沢橋、金沢橋、 古館橋、新大橋、葡萄沢橋、亀ヶ森大橋、亀ヶ森橋(函)、 諏訪沢森橋(函)	
一般県道石鳥谷大迫線	小原田橋(函)、鉢橋、沢田橋、羽黒堂橋	

(別表3) 県南広域振興局土木部花巻土木センター管内 県管理河川

大迫地区

路線名	区間	延長 (km)	備考
一級河川稗貫川	花巻市大迫町内川目岳 山国有林261林班口小班～衣更着橋 地先	24.711km	
一級河川中居川	花巻市大迫町外川目第 30地割21番地先～稗貫川への合流点	7.6km	
一級河川旭の又川	花巻市大迫町外川目第 8地割4番地先～中居川への合流点	7.5km	
一級河川八木巻川	花巻市大迫町外川目第 1地割240番の2地先～中居川への合流点	8.5km	
一級河川小又川	花巻市大迫町内川目第 29地割64番の5地先～稗貫川への合流点	9.0km	
一級河川折壁川	花巻市大迫町内川目第 7地割65番地先～稗貫川への合流点	2.35km	
一級河川久出内川	花巻市大迫町内川目第 4地割133番60地先～稗貫川への合流点	0.39km	
一級河川名目入川	花巻市大迫町内川目第 6地割105番1地先～折壁川への合流点	0.59km	

## (別表4) 県南広域振興局土木部花巻土木センター管内 県管理砂防急傾斜

(1/3)  
大迫地区

砂防 急傾斜	箇所名	所在地	備考
砂防	中貝堰堤	花巻市大迫町内川目	
砂防	八幡沢堰堤	花巻市大迫町折壁	
砂防	五右衛門沢川堰堤	花巻市大迫町折壁	
砂防	久出内1号堰堤	花巻市大迫町久出内	
砂防	久出内2号堰堤	花巻市大迫町久出内	
砂防	八幡沢流路工 (五右衛門沢川流路工)	花巻市大迫町折壁	
砂防	久出内4号堰堤	花巻市大迫町久出内	
砂防	金沢堰堤	花巻市大迫町金沢	
砂防	久出内川流路工	花巻市大迫町久出内	
砂防	ノファ沢堰堤	花巻市大迫町内川目	
砂防	ノファ沢流路工	花巻市大迫町内川目	

(別表4) 県南広域振興局土木部花巻土木センター管内 県管理砂防急傾斜

(2/3)  
大迫地区

砂防 急傾斜	箇所名	所在地	備考
砂防	金沢流路工	花巻市大迫町金沢	
砂防	長崎堰堤	花巻市大迫町長崎	
砂防	久出内3号堰堤	花巻市大迫町久出内	
砂防	旭町の沢堰堤	花巻市大迫町旭町	
砂防	中野向の沢堰堤	花巻市大迫町中野向の沢	
砂防	大洞堰堤	花巻市大迫町大洞	
砂防	柄洞堰堤	花巻市大迫町柄洞	
砂防	堅沢堰堤	花巻市大迫町堅沢	
砂防	八木巻川流路工	花巻市大迫町堅沢、沢崎	
急傾斜	上町	花巻市大迫町大迫上町3地割	
急傾斜	上町(2)	花巻市大迫町大迫第3地割	

(別表4) 県南広域振興局土木部花巻土木センター管内 県管理砂防急傾斜

(3/3)  
大迫地区

## 別紙1(総価契約試行用)

## 道路除排雪業務委託內容明細書

種別 道路除排雪(車道)

### 別紙1(総価契約試行用)

## 道路除排雪業務委託內容明細書

種別 道路除排雪(歩道)

## 別紙1(総価契約試行用)

## 道路除排雪業務委託內容明細書

種別 道路除排雪(散布)

## 別紙2-1(総括契約用)

## 道路除排雪業務委託数量明細書

種別 機械除雪					上段:令和8年度 大迫地区 下段:令和9年度					
除 排 雪 機 械 名	規 格	台数	運転員 の人数	機械 区分	当初契約数量 (記載数量は、契約後、実績に応じて変更する)				備考	
					単位	昼間		夜間		
						8:00~17:00	17:00~20:00	20:00~5:00	5:00~8:00	
除雪トラック	除雪専用 7t級 4×4	1	1	貸与	時間	5	1	15	10	車道
						5	1	15	10	
除雪グレーダ	3.1m級	1	1	借上げ	時間	10	1	25	30	車道
						10	1	25	30	
除雪グレーダ	4.0m級	1	1	貸与	時間	3	1	15	10	車道
						3	1	15	10	
除雪ドーザ	13t級	1	1	貸与	時間	10	1	40	25	車道
						10	1	40	25	
ロータリ除雪車	ホイール・2ステージ型 2.2-2.6m級 180kw級	1	1	貸与	時間	40	1	1	5	車道
						40	1	1	5	
トラクタショベル	ホイールローダ 0.5m <sup>3</sup> 級	1	1	借上げ	時間	20	1	1	1	車道
						20	1	1	1	
トラクタショベル	ホイールローダ 1.2m <sup>3</sup> 級	1	1	借上げ	時間	1	1	45	5	車道
						1	1	45	5	
バックホウ	クローラ型 0.13(0.10)m <sup>3</sup> 級	1	1	借上げ	時間	20	1	1	1	車道
						20	1	1	1	
バックホウ	クローラ型 0.28(0.2)m <sup>3</sup> 級	1	1	借上げ	時間	1	1	1	1	車道
						1	1	1	1	
ダンプトラック	普通 ディーゼル 4t積級	1	1	借上げ	時間	35	1	1	1	車道 歩道
						35	1	1	1	
ロータリ除雪車(小型)	ホイール・2ステージ型 1.0m級 30kw級	3	1	借上げ	時間	11	3	15	15	歩道
						11	3	15	15	
ロータリ除雪車(小型)	ホイール・2ステージ型 1.3-1.5m級 60kw級	1	1	貸与	時間	10	1	1	15	歩道
						10	1	1	15	

(注) 1 機械の規格については、当初契約の規格であり、発注者の承諾により変更することができる。

2 機械除雪の数量は、昼間(8:00~17:00)、(17:00~20:00)及び夜間(20:00~5:00)、(5:00~8:00)に区分し、単位は時間とする。

3 借上げ機械の場合は、自社又はリース機械とする。

### 別紙2-1(総価契約用)

## 道路除排雪業務委託数量明細書

(注) 1 機械の規格については、当初契約の規格であり、発注者の承諾により変更することができる。

2 機械除霜の数量は、昼間(8:00～17:00)、(17:00～20:00)及び夜間(20:00～5:00)、(5:00～8:00)に区分し、単位は時間とする。

3 借上げ機械の場合は、自社又はリース機械とする。

### 別紙2-1(総価契約用)

## 道路除排雪業務委託数量明細書

(注) 1 機械の規格については、当初契約の規格であり、発注者の承諾により変更することができる。

2 機械除雪の数量は、昼間(8:00～17:00)、(17:00～20:00)及び夜間(20:00～5:00)、(5:00～8:00)に区分し、単位は時間とする。

3 借上げ機械の場合は、自社又はリース機械とする。

## 道路除排雪業務委託数量明細書

種別	人力除雪等		大迫地区					上段:令和8年度 下段:令和9年度
人力除雪作業等名	作業員の班数	作業員の人数 (1班当り)	当初契約数量 (記載数量は、契約後、実績に応じて変更する)					備考
			単位	昼間		夜間		
				8:00～17:00	17:00～20:00	20:00～5:00	5:00～8:00	
人力除雪	2	3	時間	20 20	1 1	1 1	1 1	
散布車袋詰薬剤積込	1	2	t	1 1	1 1	90 90	1 1	
雪道通常巡回 (パトロール車 75km以下)	1	1	回	1 1	1 1	15 15	1 1	
雪道通常巡回 (パトロール車 95km以下)	1	1	回	1 1	1 1	80 80	1 1	
交通誘導員B	1	1	時間	40 40	1 1	1 1	1 1	

(注) 1 人力除雪の数量は、班毎の作業時間の合計値。  
 2 人力散布又は砂散布の数量は、班毎の散布量の合計値。  
 3 巡回工の数量は、班毎の作業回数の合計値。

### 別紙3

#### 除雪機械の損料補正（計算例）

##### 1 著しく稼働時間が少ない場合

除雪グレーダ油圧式3.1mで実運転時間が96.0時間、他業務従事日数が10日の場合

※本計算例で用いている除雪機械運転設計単価等は仮定であることから、実際の補正増分とは異なる。

(条件) 除雪グレーダ 油圧式3.1m

供用日当たり運転時間 2.5 時間／日 (損料表のとおり。)

供用1日当たり損料(固定費) 8,500 円／日 (仮定)

実運転時間 96.0 時間 (仮定)

他業務の従事日数 10日 (仮定)

損料補正対象日数 90日 (12月1日～2月28日)

①運転時間当たり供用日数	96.0	÷	2.5	=	38.4	≒	39	日
②実運転供用日数	90	—	10	=			80	日
③補正下限運転日数	80	×	0.8	=	64.0	≒	64	日
④補正上限運転日数	80	×	1.2	=	96.0	≒	96	日
①が③未満であるので補正必要								
⑤計上日数	80	—	39	=			41	日
⑥固定費計上額	8,500	×	41	=			348,500	円

##### 2 著しく稼働時間が多い場合

除雪グレーダ油圧式3.1mで実運転時間が250.0時間、他業務従事日数が10日の場合

※本計算例で用いている除雪機械運転設計単価等は仮定であることから、実際の補正減分とは異なる。

(条件) 除雪グレーダ 油圧式3.1m

供用日当たり運転時間 2.5 時間／日 (損料表のとおり。)

供用1日当たり損料(固定費) 8,500 円／日 (仮定)

実運転時間 250.0 時間 (仮定)

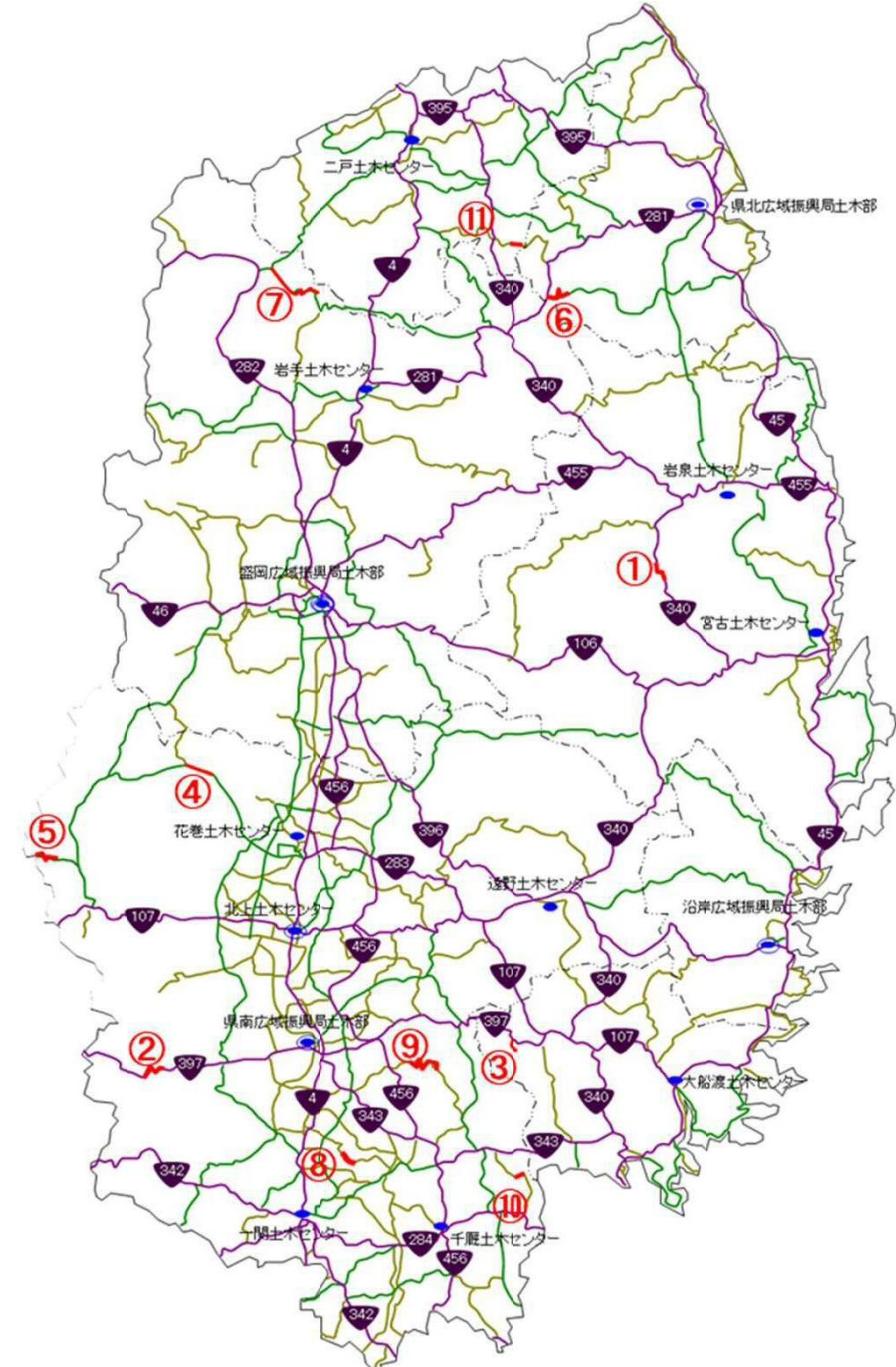
他業務の従事日数 10日 (仮定)

損料補正対象日数 90日 (12月1日～2月28日)

①運転時間当たり供用日数	250.0	÷	2.5	=	100.0	≒	100	日
②実運転供用日数	90	—	10	=			80	日
③補正下限運転日数	80	×	0.8	=	64.0	≒	64	日
④補正上限運転日数	80	×	1.2	=	96.0	≒	96	日
①が④を超えてるので補正必要								
⑤計上日数	80	—	100	=			-20	日
⑥固定費計上額	8,500	×	-20	=			-170,000	円

## 冬期通行止め箇所の除雪訓練箇所一覧

No.	公所名	路線名	区間	通行止 予定期間	延長	
①	岩 泉	(国) 340号(旧道)	岩泉町 大川大家地内	1月上旬	2.4 km	
			岩泉町 大川大家地内	5月中旬		
②	県 南	(国) 397号	奥州市 胆沢若柳(尿前)	11月中旬	3.4 km	
			奥州市 胆沢若柳(平七沢)	4月中旬		
③	大船渡	(国) 397号(旧道)	住田町 世田米子飼沢(津付道路分岐)	12月中旬	1.3 km	
			住田町 世田米津付(町道落合蛇山線)	4月中旬		
国道計		2 路 線	3 箇 所		7.1 km	
④	花 卷	(主) 花巻大曲線	花巻市 豊沢豊沢ダム	11月中旬	2.5 km	
			花巻市 豊沢中山峠(西和賀町境)	5月中旬		
⑤	北 上	(主) 花巻大曲線	西和賀町 下前地内	11月中旬	1.5 km	
			西和賀町 下前地内	5月下旬		
⑥	県 北	(主) 野田山形線	久慈市 山形町霜畑二又	11月下旬	1.2 km	
			久慈市 山形町平庭峠(来内)	4月中旬		
⑦	岩 手	(主) 葛巻日影線	岩手町 久保遠田(一戸町境)	11月中旬	3.0 km	
			八幡平市 古屋敷	4月下旬		
主要地方道計		3 路 線	4 箇 所		8.2 km	
⑧	一 関	(一) 長坂東稻前沢線	平泉町 長島字深山地内(一関市境)	12上旬	2.0 km	
			平泉町 長島字深山地内	4月中旬		
⑨	千 厥	(一) 沖田田原線	一関市 大東町鳥海安原	11月下旬	3.3 km	
			一関市 大東町鳥海安原田原峠(奥州市境)	4月中旬		
⑩	千 厥	(一) 折壁大原線	一関市 室根町折壁田茂木	12上旬	2.8 km	
			一関市 大東町大原室根牧場	3月下旬		
⑪	県 北	(一) 戸田荷軽部線	久慈市 山形町荷軽部(九戸村境)	11中旬	1.4 km	
			久慈市 山形町荷軽部葦沢	4月中旬		
一般県道計		4 路 線	4 箇 所		9.5 km	
合 計		9 路 線	11 箇 所		24.8 km	



## 待機費運用基準（案）

### （適用）

- この待機費運用基準（案）は、道路除排雪業務（以下「当該業務」という。）において総価契約方式により積算を行う場合について適用する。

### （待機補償）

- 待機補償費の算出方法は、土木工事標準積算基準書によるものとし、次のとおり取り扱うものとする。

#### （1）待機費計上の対象

次に掲げるいずれかの条件に該当し、監督職員の指示により待機を行った時を対象とする。

ア 雪に関する気象警報（大雪特別警報、暴風雪特別警報、大雪警報、暴風雪警報、大雪注意報）が発令されたとき、または、発令が見込まれているとき。

イ 除雪を担当する路線の隣接する自動車専用道路や直轄国道が通行止めとなつたとき、または、通行止めが見込まれているとき。

ウ 監督職員が、緊急的に除雪を行わなければならぬと判断したとき。

#### （2）待機対象機械及び待機人員

##### ア 待機する人員及び対象機械の決定

待機対象機械は、新雪除雪によるもので、次に掲げる機種の中から発注者と受注者の協議により決定し、配置される人員で待機補償費を算出する。なお、待機対象機械は、作業計画書に明記することとする。

機種	オペレータ等（人／台）			
	普通作業員	運転手	助手	世話役
除雪トラック	—	1.0	1.0	1.0
除雪グレーダ	—	1.0	1.0	
凍結防止剤散布車	—	1.0	1.0	
その他新雪除雪機械	※ 待機対象機械に配置される（運転手、助手）で算出。			

※待機を指示する場合は、除雪作業における機械の運転及び待機台数に関係なく、世話役（情報連絡・作業管理）を待機 1 回当たり 1.0 人計上する。

### （監督職員の指示）

- 監督職員は、自動車専用道路や直轄国道の通行止め等について関係機関との情報共有および気象情報の把握に努め、気象情報が発令された場合に、各工区の気象条件及び道路条件等の諸条件を勘案し、電話又は FAX 等にて待機指示を行うものとする。

### （待機の開始及び完了報告）

- 受注者は、待機を開始及び完了した際、除雪システムで開始時間及び完了時間の報告を行い、道路除排雪業務完了報告書（様式 1 号）に待機の開始及び完了を証明する写真を添付し、速やかに監督職員に提出するものとする。なお、待機の開始及び完了を証明する写真とは、次のいずれかのものとする。

ア 除雪ステーションでの待機状況写真（黒板に日時を明記）

イ 受注者の事務所での待機状況写真（黒板に日時を明記）

除雪機械の待機場所での待機状況写真(黒板に日時を明記。除雪機械をバックに撮影)

(完了確認)

- 5 発注者は、道路除排雪業務完了報告書により待機報告があった場合、運転時間及び待機状況写真を確認し、待機補償費の計上を行うものとする。  
(待機費の計上)
  - 6 待機費は、監督職員の待機指示があった時間を割り増し含みで積上げ計上するものとし、別途精算する(変更契約対応)。  
(その他)
  - 7 気象情報が発令された日に、監督職員の指示がない場合において、受注者が必要と判断し、待機した場合は、速やかに道路除排雪業務完了報告書を提出し、発注者が適正と判断するものについて待機補償費を計上できるものとする。

### 【待機補償費の計上例】

除雪グレーダ4.0mの場合(オペレータ1人、助手1人、世話役1.0)

様式第1号

道路除排雪業務完了報告書

住 所

受注者

氏 名

作業年月日		路線名		区間		延長		除雪機械名 グレーダ4.0m (貸与)	出動の指示 有		甲の指示者氏名 岩手次郎							
		国道○号		■ ■ ■	～	× × ×	△△		km	雪	天候	気温						
					～				km									
					～				km									
					～				km									
					～				km									
	8 20	9 21	10 21	11 23	12 24	13 1	14 2	15 3	16 4	17 5	18 6	19 7	20 8	所要時間内	所要時間外			
運転時間															2h	1h		
オペ待機時間															4.5h	3h		
世話役待機時間															6.5h	3h		
休憩時間															1h			
監督名	岩手太郎																	
オペレーター	岩手三郎																	
降雪深	場所	◇ ◇ ◇													サービス アワー タコ	メーターの読み	走行距離の読み	
	降雪深	20	cm															
作業内容等	新雪除雪3h オペ待機6.5h 世話役待機9.5h		消耗品等 補給量	カッティングエッジ	組	A 始業時												
				スカリファイカー爪	本	B 終業時												
				タイヤ	本	C = B - A												
				シャーピン	本	燃料補給量												
修理又は 整備内容等				ガソリン	L	軽油	L											
				確認者	職	氏名	岩手四郎											

### 【待機補償費の計上例】

除雪グレーダ4.0mの場合(オペレータ1人、助手1人、世話役1.0)

日付	所定労働時間内												所定労働時間外				
	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所定時間内	所定時間外		
12月31日																	
運転時間															3.0h	2.0h	1.0h
待機時間															9.5h	6.5h	3.0h
休憩時間															1.0h		
1月2日	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所定時間内	所定時間外		
運転時間															5.5h	2.5h	3.0h
待機時間															11.0h	8.0h	3.0h
休憩時間															1.0h		
1月20日	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所定時間内	所定時間外		
運転時間															3.0h		3.0h
待機時間															7.0h	4.0h	3.0h
休憩時間																	
2月4日	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所定時間内	所定時間外		
運転時間															3.5h	0.5h	3.0h
待機時間															6.0h	3.0h	3.0h
休憩時間																	
2月11日	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所定時間内	所定時間外		
運転時間																	
待機時間															11.0h	8.0h	3.0h
休憩時間															1.0h		

## 除雪訓練運用基準（案）

### （適用）

- この除雪訓練運用基準（案）は、道路除排雪業務（以下「当該業務」という。）において総価契約方式により積算を行う場合について適用する。

### （除雪訓練）

- 除雪訓練費の算出方法は、土木工事標準積算基準書を準用するものとし、次のとおり取り扱うものとする。

#### （1）除雪訓練実施期間

除雪訓練の実施期間は、除雪契約を締結してから3月31日までの間とする。除雪訓練一人当たり除雪機械1台につき訓練時間は6時間を上限とし、超えた分は設計計上の対象外とする。

#### （2）訓練の実施箇所

除雪訓練の実施箇所は、次の掲げる箇所とし、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

ア 冬期通行止め路線のうち、発注者が指定する路線（別紙-1）

冬期通行止め期間中のみ訓練として出動できるものとする。

イ 除雪業務契約している路線

降雪量が出動基準に満たしていない場合でも、訓練として出動できるものとする。

ウ 公共施設

受注者は訓練の実施箇所に係る協議が整い次第、当該公共施設の利用について管理者から許可を得るとともに、速やかに許可書の写しを提出するものとする。

#### （3）対象者

除雪訓練の対象者は、原則として、次に掲げる中から、発注者と受注者の協議により決定するものとし、対象者は、作業計画書に明記するものとする。但し、除雪機械を運転するために必要な免許は有しているものとする。

ア 除雪オペレータの年齢が40歳以下の者

イ 除雪オペレータとしての経験が2年以下の者

ウ 新規購入してから2年以下の除雪機械を操作する者

エ その他、監督職員が必要と判断した者

#### （4）対象機械

除雪訓練工の対象機械は、原則として、次に掲げる機種とし、発注者と受注者の協議により決定するものとし、決定された対象機械は、作業計画書に明記するものとする。

ア 除雪ドーザ

イ 除雪グレーダ

ウ ロータリ除雪車

エ トラクタショベル

#### （5）諸経費

除雪訓練工の諸経費は一般管理費のみを対象とする。

### （監督職員の承諾）

- 受注者は、除雪訓練を実施する場合は、様式10により道路除雪訓練実施届を提出し、監督職員から承諾を得るものとする。

(除雪訓練の開始及び完了報告)

- 4 受注者は、除雪訓練を開始及び完了した際、除雪システムで開始時間及び完了時間の報告を行い、道路除排雪業務完了報告書（様式1号）に訓練の開始及び完了を証明する写真を添付し、速やかに監督職員に提出するものとする。

(完了確認)

- 5 発注者は、道路除排雪業務完了報告書により除雪訓練報告があった場合、運転時間及び写真を確認し、除雪訓練費の計上を行うものとする。

(除雪訓練の計上)

- 6 除雪訓練費は、積上げ計上するものとし、別途精算する（変更契約対応）。但し、除雪訓練一人当たり除雪機械1台につき訓練時間は6時間を上限とし、超えた分は設計計上の対象外とする。また、除雪訓練工の諸経費は一般管理費のみを対象とする。

なお、降雪量が出動基準に満たしていない場合に訓練として出動し、作業中に出動基準を超える降雪量となった場合は、通常の除雪作業として計上できるものとする。受注者は、訓練作業中に出動基準を超えた場合は、降雪量を証明する写真を添付し、道路除排雪業務完了報告書（様式1号）を監督職員に提出するものとする。

(損料補正)

- 7 除雪訓練を実施した期間が損料補正対象期間（12月1日から2月28日まで）の場合は、除雪訓練時間は補正の対象外とする。

(その他)

- 8 受注者は、除雪訓練を実施する場合は、熟練オペレータと同乗することとし、除雪訓練中は「除雪訓練中」と明記したステッカー等を付属して作業を実施すること。また、除雪訓練中は一般車両を優先し、交通の妨げにならないようにすること。

道路・河川等維持修繕業務委託関係様式一覧表

業務区分	様 式	名 称	備 考
道路維持修繕	様式1	作業報告日報	
道路維持修繕 道路除排雪	様式1	建設機械借受申請書	
	様式2	建設機械貸付通知書	
	様式3	建設機械機能現況確認書	
	様式4	建設機械受領書	
	様式5	建設機械運転日報	
	様式6	建設機械使用実績月報	
	様式7	建設機械事故報告書	
	様式8	建設機械借受期間延長申請書	
	様式9	建設機械借受期間延長承認書	
	様式10	建設機械返納書	
	様式11	建設機械受領書	
道路除排雪		業務委託関係出力調書一覧表	
	様式第1号	道路除排雪業務完了報告書	
	様式第1号－1	待機業務(世話役)完了実績調書	
	様式第2号－1	人力除雪業務完了報告書	
	様式第2号－2	人力除雪業務完了報告書	
	様式第3号	道路巡回業務完了報告書	
	様式第5号	道路除排雪業務実績調書	
	様式第6号	人力除雪業務実績調書	
	様式第7号	砂散布業務実績調書	
	様式第8号－1	凍結抑制剤散布実績調書 (2-1)	
	様式第8号－2	凍結抑制剤散布実績調書 (2-2)	
	様式第9号	道路巡回業務月報	
	様式第10号	道路除雪訓練実施届	

樣式1

## 作業報告日報

業務名	
作業年月日	

業務場所						
業務内容						
人員	人数	作業時間		休憩時間		実作業時間
使用機械名	台数	稼働時間	稼働時間(計)	使用材料等		数量

業務場所						
業務内容						
人員	人数	作業時間		休憩時間		実作業時間
使用機械名	台数	稼働時間	稼働時間(計)	使用材料等		数量

業務場所						
業務内容						
人員	人数	作業時間		休憩時間		実作業時間
使用機械名	台数	稼働時間	稼働時間(計)	使用材料等		数量

様式1

令和 年 月 日

広域振興局長

様

申請者 住所

氏名

## 建設機械借受申請書

記

### 1 機械及び種別

機械名

形式

管理番号

登録番号

### 2 借受目的

### 3 借受期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

注) 委託契約書の写しを添付すること。

様式2

外  
日  
号  
月  
年  
令和  
様

広域振興局長

建設機械貸付通知書

建設機械を、下記のとおり貸付します。

記

事業名				
機械名	型 式	管理番号	登録番号	貸付期間
引渡年月日	令和 年 月 日	引渡場所		
貸付条件	<p>1 定期整備に係る費用以外の次の費用を負担すること。</p> <p>(1) 日常の点検整備、修理及び運転に係る一切の経費</p> <p>(2) 機械の引渡しに係る一切の経費</p> <p>2 日常の整備補修を完全に実施すること。</p> <p>3 運転・整備に熟練者を充てること。</p> <p>4 機械を第三者に転貸し、又は道路除排雪業務若しくは道路維持補修業務以外に使用しないこと。</p> <p>5 機械の運行によって第三者に被害を与えたときは、その損害を賠償すること。</p>			

様式3

### 建設機械機能現況確認書

機械名	型式	管理番号	登録番号	確認年月日
確認の場所		事業名		
項目	状況			備考
アワーメーター又は 走行距離計の読み	引			
	返			
原動機	エンジン、モーター			
動力伝動装置	クラッチトルコン、 変速機減速機等			
走行装置	ホイール、ブレーキ等			
電気装置	発電、受電、 蓄電、 発明、警報			
計器制御	メータ、レバー類			
作業装置				
土木部	物品取扱員	監督員		
受託人	管理責任者	運転者		

様式4

令和 年 月 日

広域振興局長

様

受注者

## 建設機械受領書

下記のとおり受領しました。

事業名				
機械名	型式	管理番号	登録番号	貸付期間
引渡し年月日	令和 年 月 日	引渡し場所		
現場における管理責任者氏名		運転者氏名 ( 年 月 日生 )		
資格の名称	取得年月日		免許証の番号	

## 建設機械運転日報

令和 年 月 日

天候 気温

監督員名

路線名

機械名

作業員名

区分	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
運転時間													
整備時間													
休止時間													
作業内容等					区分	サービス アワーメーター タコメーター			走行距離 の読み				
					A 始業時								
					B 終業時								
					C = B - A	(時)			(時)				
修理又は整備内容等					燃料等補給量								
					ガソリン								
					軽油								
					潤滑油								
					作業油								
					エンジン油(交換)								
					エンジン油(補充)								

						合計	摘要
路線名							
作業	実施区間	自					
		至					
	作業の内容						
	走行延キロ数(km)						
消費燃料等	稼働時間 ( h )						
	軽油						
	ガソリン(リッル)						
	グリース						
モーターピル							
機械修理状況							
備考							

様式6

## 建設機械使用実績月報

機械名

月日	路線名	区間	区分	分類	除雪延長 km (交通確保延長 km)	除排雪機械	稼働時間数(h)	金額	摘要

(注) ( )の欄は道路除排雪業務のみ記入すること。機械毎に別葉とすること。

様式7

令和 年 月 日

広域振興局長

様

受注者

## 建設機械事故報告書

下記のとおり事故があつたので報告します。

事業名					
機械名	型式	管理番号	登録番号	貸付期間	
				自 令和 年 月 日	
				至 令和 年 月 日	
事故発生年月日	令和 年 月 日				
事故発生時の状況					
機械の破損状況 (写真添付)					
監督員の意見					
	監督員				

様式8

令和 年 月 日

広域振興局長

様

受注者

## 建設機械借受期間延長申請書

下記理由により使用期間の延長を申請します。

事業名					
機械名	型式	管理番号	登録番号	摘要	
当初貸付期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	延長期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
延長理由					
監督員の意見					
	監督員				

様式9

令和 年 月 日  
号

様

広域振興局長

建設機械借受期間延長承認書

下記のとおり期間延長を承認します。

記

事業名							
機械名	型式	管理番号			登録番号		
当初貸付期間	自 令和 年 月 日	延長期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日			
	至 令和 年 月 日		至 令和 年 月 日				
指示事項							

様式10

令和 年 月 日

広域振興局長

様

受注者

### 建設機械返納書

下記機械を返納します。

記

事業名				
機械名	型式	管理番号	登録番号	貸付期間
				自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
引渡し年月日	令和 年 月 日	引渡し場所		郡 町 市 村
摘要				

様式11

外  
日  
号  
月  
令和 年  
様

広域振興局長

### 建設機械受領書

下記のとおり受領しました。

記

事業名				
機械名	型式	管理番号	登録番号	貸付期間
				自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
引渡し年月日	令和 年 月 日	受領場所		郡 町 市 字 村
摘要				

様式第1号

## 道路除排雪業務完了報告書

住 所

受注者

氏 名

													出動の指示		甲の指示者氏名	
作業年月日		路線名			区間					延長	除排雪機械名	天候	気温			
					~					km						
					~					km						
					~					km						
					~					km						
					~					km						
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
	20	21	21	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所要時間内(8h~5h) 所要時間外(5h~8h)		
運転時間																
オペ等待機時間																
世話役待機時間																
休憩時間																
監督名																
オペレーター									サービス アワー タコ	メーターの読み	走行距離の読み					
降雪深	場所															
	降雪深	cm														
作業内容等		消耗品等補給量	カッティングエッジ	組	A 始業時											
			スカリファイラー爪	本	B 終業時											
			タイヤ	本	C = B - A											
			シャーピン	本	燃料補給量											
修理又は整備内容等				ガソリン	L			軽油	L							
				確認者	職	氏名										

※)世話役の待機業務は、様式1-1・待機業務(世話役)完了実績調書により報告のこと。

## 待機業務(世話役)完了実績調書

住所

受注者

氏名

○月	確 認 印	氏 名	世 話 役 の 待 機 時 間				摘要
			待機開始時間	待機終了時間	20時～5時	5時～8時	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
計							

注) 休憩時間は、摘要欄に記すこと

## 人力除雪業務完了報告書

住所  
受注者  
氏名

## 天気 気温 積雪深

注) 休憩時間は、摘要欄に記すこと

人力除雪業務完了報告書

住所  
受注者  
氏名

殿

住所

受注者

氏名

## 道路巡回業務完了報告書

実施年月日						
巡回時間	開始時間	終了時間	稼動時間			
			昼間作業		夜間作業	
	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時		
巡回路線名						
巡回区間						
巡回距離	km					
巡回結果						
項目	結果	備考				
天候状況		快晴	晴れ	曇り	雨	
		雪	小雪	吹雪	みぞれ	その他
路面状況		0—路面乾燥	1—除雪済	2—路面凍結	3—シャーベット	
		4—路面湿潤	5—わだち	6—圧雪		
除雪の必要性						
凍結抑制剤の必要性						
砂散布等の必要性						
道路構造物等の破損状況						
その他(交通事故等)						
巡回者氏名	印					
確認者 職 氏名						

様式第5号

## 道路除排雪業務実績調書

住所

受注者

氏名

月 日	路 線 名	区 間	除雪区分	除雪延長 km	交通確保延長 km	機械名				摘要	
						稼動時間(hr)					
						昼間作業		夜間作業			
						8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時		
計						A	B	C	D		

(注)機械毎に別葉すること。

様式第6号

## 人力除雪業務実績調書

住所  
受注者  
氏名

作業種別

月 日	路 線 名	区 間	除雪区分	除雪延長 km	除雪平均幅員 m	稼動時間(hr)				摘要	
						昼間作業		夜間作業			
						8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時		
計						A	B	C	D		

様式第7号

## 砂散布業務実績調書

住所

受注者

氏名

月 日	路 線 名	区 間	散布数量(m <sup>3</sup> 又はt)				摘要	
			昼間作業		夜間作業			
			8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時		
計			A	B	C	D		

## 凍結抑制剤散布実績調書 (2-1)

住所  
受注者  
氏名

日	昼				夜				昼				夜				昼			
	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時																
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				

※ 融雪剤使用量(袋またはl)をt単位に換算したものに小数点以下が生じた場合は、小数点第4位以下を切り捨てる。

様式第8号-2

凍結抑制剤散布実績調書 (2-2)

住所

受注者

氏名

日																				
	昼		夜		昼		夜		昼		夜		昼		夜		昼		夜	
	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時																
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				
31																				
計	(袋)																			
	(t)																			

※ 融雪剤使用量(袋またはt)をt単位に換算したものに小数点以下が生じた場合は、小数点第4位以下を切り捨てる。

## 道路巡回業務月報

住 所  
受注者  
氏 名

日	巡回距離 (km)	巡回時間		時間帯別(hr)				摘要
		開始時間	終了時間	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
合 計								

回数(昼)	回数(昼外)	回数(夜)	回数(夜外)
10km以下	(回)(回)	(回)(回)	(回)(回)
25km以下	(回)(回)	(回)(回)	(回)(回)
45km以下	(回)(回)	(回)(回)	(回)(回)
60km以下	(回)(回)	(回)(回)	(回)(回)

## 道路除雪訓練実施届

住所  
受注者  
氏名

	氏名	対象者基準	年齢	運転除雪機械名	除雪機械経過年数※1	熟練者氏名	年齢	訓練場所	訓練内容	備考
			生年月日	除雪経験年数	除雪機械購入日※1		除雪経験年数			
1	○○ ○○	ア	35歳 H2.1.1	ア 除雪グレーダ 3 年	6年 R1.12.1	○○ ○○	50歳 15年	冬期通行止め区間:○○～○○ 除雪対象区間:○○～○○	除雪機械の操作確認及び道路の障害物の位置確認等	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

※1:自社保有の場合のみ記載

届出に記載内容を証明する写しを添付すること。但し、建設機械運転員届提出時に添付している場合は不要とする。

## 対象者基準

- ア 除雪オペレータの年齢が40歳以下の者
- イ 除雪オペレータとしての経験が2年以下の者
- ウ 新規購入してから2年以下の除雪機械を操作する者
- エ その他、監督職員が必要と判断した者

## 対象機械

- ア 除雪ドーザ
- イ 除雪グレーダ
- ウ ロータリ除雪車
- エ トラクタショベル